

令和8年5月13日

関係者各位

青森県下北農林水産事務所長

条件付き一般競争入札実施公告(電子入札)

下記の工事については、条件付き一般競争入札(地域限定型(単体Ⅱ))により契約を締結しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定により公告します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 7機強 第2160-2号
- (2) 工事名 横浜地区漁港施設機能強化工事
- (3) 工事場所 上北郡横浜町字下川原地先
- (4) 工種 土木一式工事
- (5) 工期 (契約取り交わしの日から 255 日間)
※余裕期間(30日以内)、施工に必要な実工期(225日間)
- (6) 工事概要 施工延長 L=35.2m
西防波堤 35.2m
海上地盤改良工 1式
基礎工 1式
本体工(場所打式)30.1m
上部工 35.2m
胸壁工 35.2m
消波工 35.2m
- (7) 予定価格 168,663,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (8) 本工事は、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札(簡易型Ⅱ(基本型))の方法による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (2) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。)第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次の管内(又は地域)に本店を有していること。
青森県むつ市、下北郡
十和田市、三沢市
上北郡
- (6) 参加資格規則第6条第1項の規定により、次の等級に決定されていること。
県内業者
土木一式工事・特A級
- (7) 過去15年間に次に掲げる同種の建設工事の施工実績(下請負人としてのものを除く。)を有するものであること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。
海事工事で、契約金額1億6000万円以上の施工実績
- (8) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (9) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を設置できること。
ア 1級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- (11) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (12) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。
- (13) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 技術提案書を提出し、技術提案の内容が適正であること。

(15) 当該工種工事における令和5年より令和6年までの工事成績が、2年連続で平均60点未満でないこと。

3 資格の審査

入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び技術提案書により、審査を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和8年5月21日(木) 11時00分 まで
(申請書と技術提案書は併せて提出すること。)

(2) 提出部数等 各1部

(3) 提出方法 電子入札システムを使用して提出すること。

(4) 入札書による入札を承諾された場合の申請書及び技術提案書の提出場所

青森県下北農林水産事務所

0175-22-3211

(5) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。また、技術提案の審査結果を、審査結果の通知とともに、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者(共同企業体の方法による場合は、代表者)は、イの通知を受けた日の翌日から3日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年12月13日法律第91号)第1条で規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差し替えは、原則として認めない。

オ 申請書及び技術提案書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

カ 申請書及び技術提案書は、提出者に無断で他の用途に使用しない。

キ 提出された申請書及び技術提案書は、返却しない。

4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

(1) 入札説明書の交付

ア 期間 令和8年5月14日(木) から
令和8年6月4日(木) まで

イ 場所 青森県建設業ポータルサイト
<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

(2) 設計図書の縦覧

ア 期間 令和8年5月14日(木) から
令和8年6月4日(木) まで

イ 場所 青森県建設業ポータルサイト
<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、令和8年5月28日(木)までに、書面により、青森県下北農林水産事務所に提出すること。

5 現 場 説 明 なし

6 技術提案及び落札者決定基準等

(1) 提出期限及び提出場所

「3 資格の審査」のとおり

(2) 提出する技術提案書の内容

入札説明書による。

(3) 技術提案書の作成要領

入札説明書による。

(4) 総合評価一般競争入札の落札者決定基準

ア 評価基準

技術力に係る項目を評価するものとし、詳細については、入札説明書による。

イ 評価方法

入札説明書による。

ウ 落札者の決定方法

入札説明書による。

7 電子入札期間並びに入札執行の日時及び場所

(1) 電子入札期間

ア 開始 令和8年6月3日(水) 9時00分

イ 締切 令和8年6月4日(木) 10時00分

(2) 入札執行

ア 日時 令和8年6月5日(金) 10時00分

イ 場所 青森県下北農林水産事務所

8 入札執行回数 原則として1回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

- i 国債又は地方債
- ii 政府の保証のある債券
- iii 金融機関が振り出し又は支払い保証をした小切手
- iv 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- v 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成13年10月1日付け青監第888号)による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

10 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、予定価格5億円以上の建設工事については、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決のあったときに本契約を締結することとする。
- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。
- (3) 令和8年4月1日から建設工事請負契約書が変更となったので、契約書作成の際には十分留意すること。

11 入札条件

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳書を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等)にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。)を持参して提出し、又は電子入札にあつては電子入札システムを利用して提出すること。

12 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額又は電子入札にあつては入札金額として記録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は電子入札にあつては入力すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。ただし、電子入札をする場合は入

力を要しない。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

- (3) 落札候補者が2者以上の場合は電子くじにより落札者を決定するので、入札書の余白に000から999までの任意の3桁の数字を記載し、又は電子入札にあつては入力すること。

13 青森県電子入札ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kanri/e-nst_index.html

14 留意事項

- (1) 本件入札は電子入札で行うものであり、入札手続等においては、青森県建設工事等電子入札運用基準(平成18年9月1日付青監第374号)によるものとする。なお、電子入札での入札手続等が困難な場合は、青森県下北農林水産事務所長の承諾を得て、入札書による入札をできる。
- (2) 技術提案が適正と認められ入札する場合、入札価格は、当該技術提案に基づいたものでなければならない。
- (3) 詳細は入札説明書による。

15 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札(開札後、配置予定の主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定監理技術者等」という。)を配置できなくなったときを含む。)、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法(昭和24年法律100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(3) 配置予定監理技術者等の確認

ア 発注者は、開札の結果、落札候補者に対して、申請書及び技術提案書に記載された配置予定技術者等が配置可能であるか照会するので、速やかに回答すること。この場合において、配置予定監理技術者等を配置できなくなったときは、「(別紙)申出書」を提出すること。

イ 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。

ウ 落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

エ 令和7年2月1日から改正建設業法等が一部施行されたので、現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置については十分留意すること。

【参考】青森県建設業ポータルサイト <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

(4) 工事を施工しない日又は時間帯

本工事は、契約書取り交わし時に工事を施工しない日又は時間帯を定める工事であり、詳細については、特記仕様書(建築工事の場合は現場説明書)による。

(5) 低入札価格調査制度対象工事

次の事項に留意の上、入札すること。

ア 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の設定

イ 低入札価格調査制度における数値的判断基準の設定

ウ 調査基準価格未満工事施工中の者の新たな調査基準価格未満の入札の制限

【参考】青森県建設業ポータルサイト <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

(6) 請負代金額が100万円以上の工事については、受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の場合においては、「請負代金額が100万円以上の工事」を「いずれかの年度において、100万円以上の請負代金額の支払限度額がある工事」と読み替える。)

(7) 施工実績は青森県内の実績であること。

(8) 余裕期間制度適用工事

ア 落札者は、契約書取り交わし前に、現場着手日報告書を提出すること。

イ 契約書に記載する工期末は、現場着手日を1日目として、実工期を加えた日となることに注意すること。

ウ 前金払は、上記その他の要件に定めるほか、現場着手日前に請求することはできない。

【参考】青森県建設業ポータルサイト <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

(9) 労働者確保に要する間接費の設計変更

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費は労働者確保に係るものに限る)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(10) 電子契約の施行等

青森県電子契約実施要綱に基づき、本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

ア 電子契約を行う場合は、県から落札者への通知を行った後に、契約相手方は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書(建設工事請負契約用)」(県規定様式)を県に提出する。

イ なお、契約相手方は、電子契約か紙契約かを選択することができる。

16 担当公所名及び所在地

- | | |
|--------|-------------------------|
| (1) 名称 | 青森県下北農林水産事務所 |
| (2) 場所 | むつ市中央1-1-8 |
| | 電話番号 0175-22-8581(内230) |

(別紙)

青森県下北農林水産事務所
指導調整課 行
F A X 0175-22-3212

問い合わせ番号 00160588
令和 年 月 日

青森県下北農林水産事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先電話

申 出 書

入札書提出済みの下記工事については、配置予定監理技術者等を配置できなくなりましたので、申し出ます。

記

- 1 工事番号 7機強 第2160-2号
- 2 工事名 横浜地区漁港施設機能強化工事
- 3 公告日 令和8年5月13日

留意事項

- 1 本申出書は、発注者が、落札候補者に対して、申請書及び技術提案書に記載された配置予定監理技術者等を配置できるか照会する際に、配置できなくなった場合にのみ提出すること。
- 2 回答期限は、発注者が照会時に示した日時までとし、ファックスで回答すること。
- 3 本申出書には、会社印、代表取締役印の押印等は不要とする。担当者氏名のみ、押印すること（署名した場合を除く）。
- 4 入札書により入札する場合は、応札状況に関わらず、申出書を持参すること。
- 5 問い合わせ番号とは、本工事を一意に特定するためのシステム上の番号であり、申出書を自ら作成する場合は、記載を要しない。